

## 平成 22 年度 実施方針

技術開発推進部

## 1. 件名

イノベーション推進事業

## 2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）  
第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 7 号及び第 9 号

## 3. 背景及び目的

我が国の産業競争力を強化し我が国経済の持続的な発展を達成するためには、社会ニーズに対応する技術課題の解決に向けて、大学等の有する優れた技術シーズを活用しつつ重点的な取組みを促進するとともに、技術開発成果の実用化を推進し新規市場の創出につなげ社会に普及することが重要な課題である。

経済成長戦略大綱（平成 18 年 7 月）では、イノベーションを種から実へ育て上げる仕組みを強化すること、特に、大学、公的機関、産業界、政府が連携し、研究から市場へ、市場から研究へと双方向の取組を促す仕組みの構築を目指すことの重要性が示された。

このため本事業では、大学等の優れた技術シーズを実用化に効率的に結実させることを目指した実用化開発に対し助成を行うことにより、我が国の産業競争力の強化、イノベーションの促進を図ることを目的とする。なお、実施に当たっては、事業者が新たな価値創造に結びつける経営意識をもって研究開発の成果を事業戦略上活用することを推進する。

## 4. 事業内容

## 4. 1 事業概要

民間企業による優れた技術の実用化開発に係る支援及び大学、高等専門学校、国の試験研究機関等（以下、「大学等」とする。）と民間企業が連携し実施する優れた技術の実用化開発に係る支援を行う。実施に当たっては、必要に応じ特定の技術開発課題やテーマを設定して実施する場合がある。

また、異分野の要素技術の融合、海外を含めた外部イノベーション資源の取り込みや変化に対応したイノベーションの加速の重要性にかんがみ、国際共同研究を戦略的に推進する。

なお、技術経営力の強化の観点から、新規採択審査に当たり企業に蓄積された知的資産の活用状況、申請事業の位置付けなどについて明確化を図る。

#### ア. イノベーション実用化

イノベーションの創出が期待される優れた技術の実用化開発を行う民間企業、技術研究組合に対し助成する。

##### a) 産業技術実用化開発（産業技術枠）

科学技術基本計画において示された研究開発の重点分野等に係る実用化開発を行う民間企業から広くテーマを公募し、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた提案に対し助成する。

##### b) 研究開発型ベンチャー技術開発（研究開発型ベンチャー枠）

研究開発型ベンチャーが保有する技術シーズの実用化を促進するため、研究開発型ベンチャー企業から広くテーマを公募し、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた提案に対し助成する。

##### c) 次世代戦略技術実用化開発（次世代戦略技術枠）

民間企業独自の研究開発リソースが十分でない、よりリスクの高い中期の実用化開発を支援する。具体的には、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す戦略的な実用化開発を行う民間企業の研究開発終了後5年以内で実用化の可能性の高い優れた提案に対し助成する。

#### イ. 大学発実用化

民間企業から資金等の提供を受けて大学等において技術開発を行う技術移転を扱う組織（以下、「T L O等」とする。）又は大学等の技術シーズを活用した実用化開発を大学等と連携して実施する民間企業に対し助成する。また、技術シーズを研究開発、実用化へつなげるため、産業技術人材を活用する。

##### a) 研究開発

大学等における研究成果を活用して、実用化を目指す民間企業と大学等が連携して行う実用化研究開発を支援する。なお、研究開発期間は3年以内とし、終了後3年以内の実用化が可能な計画を有する事業とする。

##### b) 低炭素研究開発（平成20年度補正分）

大学等における研究成果を活用して、実用化を目指す民間企業と大学等が連携して行う低炭素社会の実現に資する実用化研究開発を支援する。なお、研究開発期間は1年程度とし、終了後3年以内の実用化が可能な計画を有する事業とする。

##### c) 産業技術人材活用

产学連携業務等の実務経験を有する者を产学連携機関等（以下「受入機関」という。）と一緒に募集し、審査の結果、採用された者をNEDOが雇用した上で、受入機関に派遣し、技術シーズを研究開発、実用化へつなげるための支援を行う。

#### ウ. 研究底支え型

実用化に資する研究開発を行うために必要な機械装置等の取得を支援し、研究開発投資の促進を図るため、民間企業、技術研究組合に対し助成する。

#### 4. 2 事業方針

<助成対象等>

##### (1) 助成対象事業者等

###### ア. イノベーション実用化

- ①申請時に日本に登記されている民間企業、技術研究組合等であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有し、助成事業終了後、実用化を主体的に実施する者。
- ②研究開発型ベンチャー枠については、上記①の条件に加え、原則として申請時において設立10年以内である中小企業。

###### イ. 大学発実用化

TLO等又は民間企業を中心に大学の研究シーズを活用した产学連携型の研究開発体制を構築した者とする。

なお、TLO等及び民間企業に係る要件は、以下のとおりとする。

###### ① TLO等の場合

事業者がTLO等の場合は、本国内に所在する者であって、研究開発等により得た成果を管理するために産業財産権等を所有し、その権利を民間事業者へと技術移転する事業を業務として行う者で、次のいずれかを満たす者。

- ・承認TLO
- ・認定TLO
- ・法人格を有し、株式会社、有限会社及び特定非営利活動法人においては定款、公益法人においては寄付行為、学校法人においては学校法人の内部組織における規則、その他の法人においてはこれに準ずる規則に、大学等の研究成果を技術移転する業務を行う旨が記述されている者

###### ②民間企業の場合

事業者が民間企業の場合は、日本に登記されていて、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有し、かつ大学等との連携体制を維持しながら研究開発を行う者。また、助成事業終了後、実用化を主体的に実施する者。

産業技術人材の活用（雇用）に係る要件は、以下のとおりとする。

大学卒業以上で产学連携等業務の経験を有する原則40歳未満の者で、他と二重雇用にならない者。また、受入機関となる产学連携機関等の受入承諾を受けていること。

###### ウ. 研究底支え型

日本国内に登記されている民間企業、技術研究組合。

## (2) 対象分野

科学技術基本計画の重点化指針等に示された次の8分野を対象として実施する。

- ①ライフサイエンス分野
- ②情報通信分野
- ③環境分野
- ④ナノテクノロジー・材料分野
- ⑤エネルギー分野
- ⑥製造技術分野(ものづくり分野)
- ⑦社会基盤分野
- ⑧フロンティア分野

※ 実施に当たっては、必要に応じ特定の技術開発課題やテーマを設定して実施する場合がある。

## (3) 審査項目

原則として、別紙1のとおり。

<助成条件等>

### (1) 実施期間

ア. イノベーション実用化

2年以内。なお、必要に応じて、延長による開発成果の向上に著しい効果が見込まれる等必要なものについてさらに1年を限度に延長する場合がある。

イ. 大学発実用化

a) 研究開発：3年以内

b) 低炭素研究開発（平成20年度補正分）：1年程度

c) 産業技術人材活用：雇用契約は単年度とし、最長で3年間。ただし、継続については審査によって決定する。

ウ. 研究底支え型

2年以内

## (2) 規模・助成率

ア. イノベーション実用化

①助成額

年間1億円程度まで

②助成率

a) 産業技術枠 : 1／2以内

b) 研究開発型ベンチャー枠 : 2／3以内

c) 次世代戦略技術枠 : 2／3以内

イ. 大学発実用化

a ) 研究開発

①助成額

年間 1 億円程度まで（但し、新規提案時の下限は年間 1 千万円とする）

②助成率

2 / 3 以内

b ) 産業技術人材活用

月額で 3 5 万円を支給する。ただし、基本給、諸手当、社会保険及び労働保険の個人負担分等を全て含む。

ウ. 研究底支え型

助成額

助成期間を通じ 10 億円程度まで（但し、下限は 5 百万円とする。）

助成期間中の機械装置等の減価償却費の額（但し、取得価格の 1 / 10 以内とする。）

(3) 採択予定件数

ア. イノベーション実用化

新規採択予定：採択予定件数は定めず、新規採択分予算に応じ、提案内容の優れてい るものを採択する。

継続予定 : 167 件（平成 20 、 21 年度採択のイノベーション実用化よ り継続）

イ. 大学発実用化

a ) 研究開発

新規採択は行わない。

継続予定 : 38 件（平成 20 、 21 年度まで実施の大学発事業創出実用化研究開 発事業より継続）

b ) 産業技術人材活用

新規採択は行わない。

継続予定 : 5 名

ウ. 研究底支え型

新規採択は行わない。

継続予定 : 19 件（平成 21 年度に実施の研究底支え型より継続）

(4) 今年度事業規模

<イノベーション推進事業>

※イノベーション実用化、大学発実用化、及び研究底支え型の予算総額

6,706 百万円 (単位 : 百万円)

	イノベーション実用化 (研究底支え型を含む)	大学発事業創出 実用化研究開発事業	合計
一般会計	5,445		5,445
一般 (21年度1次補正)	17,884		17,884
一般 (21年度2次補正)	990		990
一般 (22年度1次補正)	1,261		1,261
合計	25,580		25,580

#### 4. 3 これまでの事業実施状況実績推移

別紙2のとおり

#### 5. 事業の実施方式

##### 5. 1 実施体制

別紙3のとおり

##### 5. 2 公募

###### (1) 掲載する媒体

「独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構(以下、「NEDO」という。)ホームページ」及び「e-Rad ポータルサイト」等で行う。

###### (2) 公募開始前の事前周知

原則として、公募開始の1ヶ月前にNEDOホームページで行う。本事業は、e-Rad 対象事業であり、e-Rad 参加の案内も併せて行う。

###### (3) 公募時期

「イノベーション実用化」

(第1回公募)

平成22年3月19日～平成22年5月17日

(第2回公募)

平成22年11月下旬～平成23年1月上旬

###### (4) 公募期間

原則60日間とする。

###### (5) 公募説明会

全国各地の主要都市を含めた約12箇所や必要に応じて経済産業局で開催する。また、場合によってはNEDOの他の提案公募事業又は経済産業局の提案公募事業と合同で開催する。ただし、その他の制度については、必要に応じて開催する。

#### 5. 3 採択方法

##### (1) 審査方法（大学発実用化のうち「産業技術人材活用」を除く）

e-Rad システムへの応募基本情報の登録は必須とする。

外部有識者による事前書面審査・提案審査委員会等を経て、契約・助成審査委員会により決定する。

なお、採択に当たっては対象とする技術の性格からより戦略的かつ高度な審査を必要とするため、特にNEDO内関係部との緊密な連携の下、採択案件の選定を行う。

必要に応じ事前書面審査の実施者は公募時に公表し、採択審査委員は採択結果公表時に公表する。

(2) 公募〆切から採択決定までの審査等の期間

70日間とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから申請者に通知する。

なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、研究開発テーマの名称・概要を公表する。

## 5. 4 研究開発テーマ評価に関する事項

(1) 評価項目・基準

別紙4のとおり

(2) 評価実施時期

①延長評価（イノベーション実用化の一部）

延長評価については、平成23年2月頃に実施する予定。

②事後評価

事後評価については、適切な時期に実施する予定。

③中間評価

中間評価については、平成22年度以降適宜実施する予定。

(注) 研究底支え型は対象外

## 6. その他重要事項

### 6. 1 評価

NEDOは、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき実施する。

### 6. 2 複数年度交付決定の実施

交付申請者の申請に応じて複数年度交付決定を行う。

### 6. 3 繼続事業に係る取扱いについて

中間評価（大学発実用化のうち「産業技術人材活用」を除く）又は延長評価（イノベーション実用化）の結果を踏まえ、交付申請者の申請に応じ、平成23年度分の複

数年度交付決定の延長を行う。

#### 6. 4 大学発実用化のうち「産業技術人材活用」について

- ①受入機関とNEDOは、受入契約を締結する。
- ②採用者は、四半期毎に活動状況報告をNEDOに提出する。

### 7. スケジュール

#### 7. 1 本年度事業のスケジュール

(注) 時期は予定であり、前後する場合がある。

「イノベーション実用化」

(第1回公募)

平成22年	3月19日	公募開始
	5月17日	受付締切
	5月24日～	審査
	7月20日	契約・助成審査委員会（採択テーマの決定）
	8月 1日	研究開発開始

(第2回公募)

平成22年	11月下旬	公募開始
平成23年	1月上旬	受付締切
	1月中旬～	審査
平成23年	3月上旬	契約・助成審査委員会（採択テーマの決定）
	3月下旬	研究開発開始

### 8. 実施方針の改訂履歴

- (1) 平成22年 3月 制定
- (2) 平成22年11月 「平成22年度補正予算（第1号）（平成22年10月26日閣議決定）」に伴う変更

(別紙1) 審査項目について

ア. イノベーション実用化

①-1 技術評価（産業技術枠及び研究開発型ベンチャー枠の場合）

項目	審査基準
基となる研究開発の有無	・提案の実用化開発の基となる研究開発の成果（実験データ等）が明確に示されていること。また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
技術の新規性及び目標設定レベルの程度	・新規性のある技術であって、国際的に見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
特許・ノウハウの優位性	・申請者（企業）が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
目標、課題、解決手段の明確性	・本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
費用対効果	・研究計画に要する費用（助成金の使用計画）が適切であり、費用対効果（助成金額と得られる事業化効果など）が高く、助成規模に応じて効果（社会的必要性など）が十分に期待できること。
研究計画の妥当性	予定期間内に計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。

①-2 技術評価（次世代戦略技術枠の場合）

項目	審査基準
基となる研究開発のレベル	・提案の実用化開発の基となる研究開発の成果（実験データ等）が明確に示されていること。また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
技術の新規性および目標設定レベルの程度	・国際的に新規性のある技術であって、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す実用化技術、あるいは当該開発技術が複数の新たな分野に波及することが期待される基盤技術の形成を図るものであること。
特許・ノウハウの優位性	・申請者（企業）が開発技術に関連する特許及びノウハウを有し、実用化において優位性があること。あるいは、大学等の共同研究先や協力

	企業等からのライセンス供与が確実であること。
目標、課題、解決手段の明確性	・本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
費用対効果	・研究計画に要する費用（助成金の使用計画）が適切であり、費用対効果（助成金額と得られる事業化効果など）が高く、助成規模に応じて効果（社会的必要性など）が十分に期待できること。
研究計画の妥当性	予定期間内に、計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。

②-1 実用化評価（産業技術枠及び研究開発型ベンチャー枠の場合）

項目	審査基準
新規市場創出効果	・当該研究成果の広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。市場規模を判断材料とし、その際に助成金額（全期間）を考慮。
市場ニーズの把握	・市場ニーズを具体的に把握（ユーザーとの接触、市場調査等）していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位（性能、価格等）であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。
事業化体制	・研究開発体制のみではなく、事業化をするために適切な体制となっていること。
事業化計画の信頼性	・事業期間終了後3年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画を提案し、予想されるリスク（市場変動、技術変革等）などへの対策が盛り込まれていること。

②-2 実用化評価（次世代戦略技術枠の場合）

項目	審査基準
新規市場創出効果	・当該研究成果が広汎な製品・サービスに利用される可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズとその将来予測等を踏まえて、将来的に開発する製品・サービスに優位性が高いと考えられるとともに、優位性を持つ製品・サービスのイメージを具体化するための企業化調査を実施する計画が明確であること。
事業化体制	・提案の実用化開発を実施するために十分な事業化体制を有すること。
事業化計画の信頼性	・事業期間終了後5年以内に実用化が可能な具体的な方針又は計画を有すること、あるいは、事業期間内に、事業期間終了後5年以内の実用化計画に関する企業化調査を実施することが明確であること。

③法規制に対応した研究開発に関する事項（産業技術枠の場合）

項目	審査基準
法規制への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規制に対応した研究開発が実施されることにより、これらの問題が解決されるとともに、関連する技術分野における国際競争力の向上や新規産業の創出等の効果が期待されること。</li> </ul>

イ. 大学発実用化

①研究開発

a) 研究開発体制に関する事項

項目	審査基準
研究開発体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確に遂行する必要な研究体制が確保されていること。</li> <li>・基礎的研究、調査等の実績があること。</li> <li>・研究実施大学及び実用化事業者と十分な連携がとれること。</li> <li>・T L O等、又は次のいずれかを行う民間企業であること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>a ) 民間事業者が複数の大学等(同一大学であって異分野の複数学部の場合を含む。)と共同して大学のシーズを活用して実施する事業。</li> <li>b ) 大学又は大学に所属する研究者が公的研究資金の助成を受けて実施した事業の成果又は成果の一部を民間事業者が実用化するために当該大学と共同して実施する事業。</li> </ul> </li> </ul>

b) 技術評価に関する事項

項目	審査基準
基となる研究成果の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基となる研究成果が確実なものとなっていること。</li> <li>・当該研究開発の主要部分は、大学等における研究成果が活用されるものであること。</li> </ul>
新規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性のある技術であって、目標設定レベルが相当程度高いこと。</li> </ul>
保有特許・ノウハウ等による優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該開発に活用する大学等の研究成果及び実用化事業者等が関連する特許・ノウハウ等を有し、実用化において優位性があること。</li> </ul>
研究開発における目標値、技術課題、解決手段の明確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該開発における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。</li> </ul>

技術課題を解決する可能性	・予定期間内に技術的課題が解決される可能性が高いこと。
--------------	-----------------------------

c) 実用化評価に関する事項

項目	審査基準
新規市場創出効果	・成果の実用化による新規市場創出効果が大きいこと。
市場ニーズの把握	・成果の実用化に対する市場ニーズが具体的かつ明確であること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位であること。
実用化に向けた位置づけ及び開発体制	・早期実用化を目指した開発・実用化体制であること。
製造・販売能力	・製品の生産手段・販売ルートを確保できること(自社内外を問わない)。
実用化計画の信頼性	・事業期間終了後3年以内に実用化が達成される可能性が高いこと。

d) 産学連携活動への取り組み状況に関する事項

項目	審査基準
産学連携活動への取り組み	・新事業促進に積極的に取り組む大学等と連携を組んでいること。 ・海外の公的機関の支援を受けている海外の企業との共同研究体制が構築されているもの。

e) 若手研究者の配置状況に関する事項

項目	審査基準
若手研究者の配置状況	・研究開発体制に代表者を含め、若手研究者が配置されていること。

③産業技術人材活用

1) 書面審査として

項目	審査基準
申請者の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の要件（※）を満たしていること。</li> <li>事業を遂行するための専門的能力を有すること。</li> </ul>
実施目標及び計画の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の目的に合致し、実施可能な実施目標及び計画が明確に示されていること。</li> <li>実施目標を達成するための具体的な方法が明確に示されていること。</li> <li>実施目標及び計画に独自性があること。</li> </ul>
受入機関の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>产学連携に関する十分な実績を有すること。</li> <li>広域連携や拠点機関としての十分な実績及び機能を有すること。</li> <li>事業を効果的に実施するための協力及び管理体制を有すること。</li> </ul>

2) 面接審査として

項目	審査基準
申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を遂行するための十分な能力、資質等を有すること。</li> </ul>
受入機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を遂行するための機能及び組織体制を有し、本事業の趣旨を理解した協力等が可能なこと。</li> </ul>

\*大学卒業以上で产学連携等業務の経験を有する原則40歳未満の者で、他と二重雇用にならない者。また、受入機関となる产学連携機関等の受入承諾を受けていること。

ウ. 研究底支え型

項目	審査基準
技術の優位性、独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発の内容が、新規性・独自性の高い技術などにより他の解決手法に比べて優位性があること。</li> </ul>
全体計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究計画に要する機械装置等の費用計上が適切であり、費用対効果が高いこと。</li> </ul>
市場ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場ニーズを具体的に把握していること。</li> </ul>

但し、イ. 大学発実用化およびウ. 研究底支え型については、平成22年度新規採択は実施しない。

(別紙2)これまでの事業実施状況について

ア. イノベーション実用化

(1) 実績額推移

(単位：百万円)

	平成20年度※1	平成21年度※2
一般会計	4,944	25,601
需給(省エネ)	828	130
需給(代エネ)	276	57
合計	6,048	25,788

※1 イノベーション実用化、大学発実用化、エコイノベ 合計額

※2 イノベーション実用化、大学発実用化、エコイノベ、研究底支え  
合計額

(2) 応募件数及び採択件数の推移

	平成20年度		平成21年度	
	応募	採択	応募	採択
産業技術	66件	9件	84件	48件
ベンチャー	73件	7件	109件	68件
次世代戦略	54件	8件	142件	58件
合計	193件	24件	335件	174件

(3) 継続予定

採択年度	平成20年度 採択延長分	平成21年度 採択分	合計
継続件数	11件	167件	178件

イ. 大学発実用化

(1) 実績額推移

(単位：百万円)

	平成20年度※1	平成21年度※2
一般会計	4,944	25,601
需給(省エネ)	828	130
需給(代エネ)	276	57
合計	6,048	25,788

※1 イノベーション実用化、大学発実用化、エコイノベ 合計額

※2 イノベーション実用化、大学発実用化、エコイノベ、研究底支え

合計額

(2) 応募件数及び採択件数の推移

分 野	平成 20 年度		平成 21 年度	
	応募	採択	応募	採択
研究開発事業	153 件	19 件	98 件	27 件
合 計	153 件	19 件	98 件	27 件

(3) 継続予定

事業年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合 計
継続件数	17 件	28 件	45 件

ウ. 研究底支え型

(1) 実績額推移

(単位：百万円)

	平成 20 年度※1	平成 21 年度※2
一 般会 計	4, 944	25, 601
需給 (省エネ)	828	130
需給 (代エネ)	276	57
合 計	6, 048	25, 788

※1 イノベーション実用化、大学発実用化、エコイノベ 合計額

※2 イノベーション実用化、大学発実用化、エコイノベ、研究底支え型  
合計額

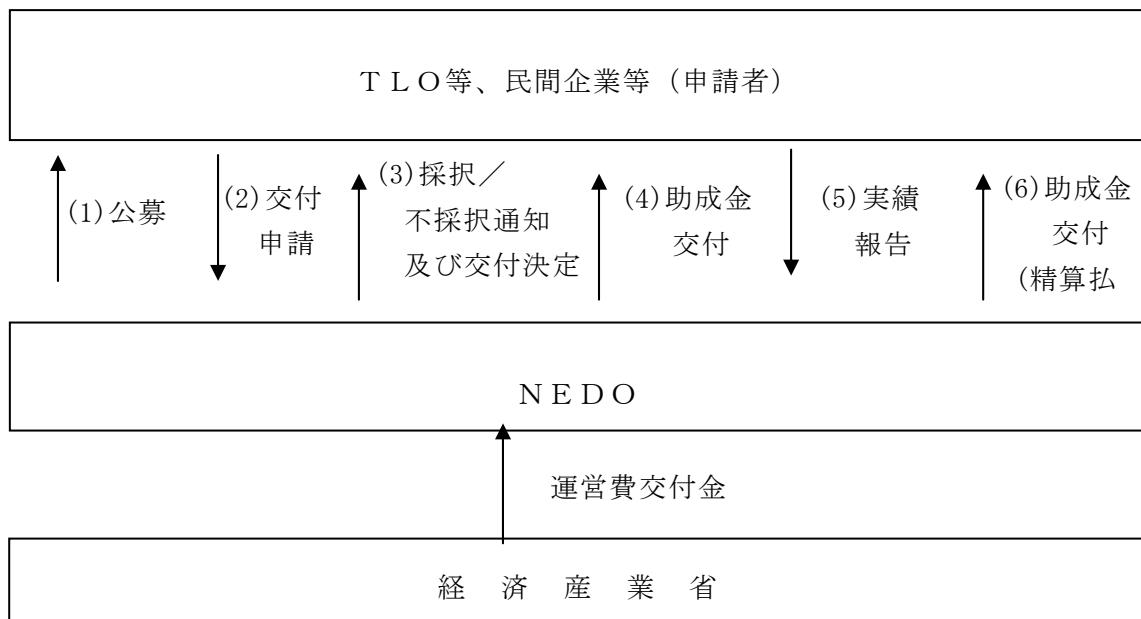
(2) 応募件数及び採択件数の推移

	平成 21 年度	
	応募	採択
合計	27 件	22 件

(3) 継続予定

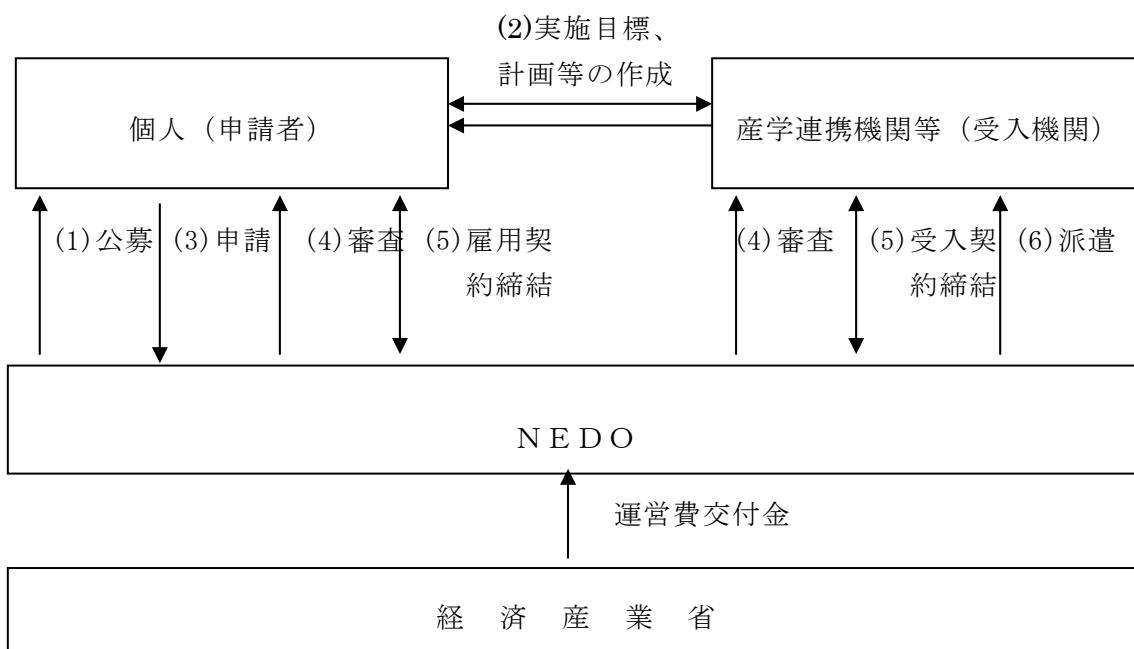
事業年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合 計
継続件数	—	19 件	19 件

(別紙3) 実施体制について  
「イノベーション実用化」  
「大学発実用化」  
「研究底支え型」



## 実施体制②

「産業技術人材活用」



## (別紙4) 研究開発テーマに関する評価項目・基準について

### ア. イノベーション実用化

#### ①中間評価

##### 【評価項目】

- i ) 助成事業の進捗状況（日程）
- ii ) 開発内容に対する成果
- iii ) 開発における問題点の把握と対策
- iv ) 開発体制について
- v ) 企業化（実用化）における製品イメージ
- vi ) 市場規模及び売上予測
- vii ) 開発計画

#### ②延長評価

##### ②-1 技術評価（次世代戦略技術枠延長の場合）

##### 【評価項目】

##### <新規性>

新規性のある技術であって、当該開発技術が複数の新たな分野に波及することが期待され、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す実用化技術の形成を図るものであること。

##### <基となる研究開発の有無>

提案の実用化開発の基となる原理が確立されていること。

##### <保有特許等による優位性>

開発技術に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。

##### <技術課題を達成する可能性>

研究開発課題と解決手段が明確であること。

予定期間内に技術的課題が解決される可能性が高いこと。

##### ②-2 実用化評価（次世代戦略技術枠延長の場合）

##### 【評価項目】

##### <新規市場創出効果>

当該研究成果の広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献することであること。

##### <開発製品・サービスの優位性>

市場ニーズとその将来予測等を踏まえて、将来的に開発する製品・サービスに優位性が高いと考えられるとともに、優位性を持つ製品・サービスのイメージを具体化するためのF／Sを実施する計画が明確であること。

##### <開発体制>

提案の実用化開発を実施するために十分な研究開発体制を有すること。

##### <事業化計画の信頼性>

事業期間終了後 5 年以内に実用化が可能な擬態的な方針又は計画を有すること、あるいは、事業期間内に、事業期間終了後 5 年以内の事業化計画に関する F／S を実施することが明確であること。

③事後評価

【評価項目】

- i ) 助成期間に計画していた技術開発
- ii ) 助成期間後の技術課題と対策
- iii) 市場と市場の中での位置づけ
- iv) 実用化の計画

イ. 大学発実用化

①中間評価

【評価項目】

- i ) 今年度までの設定目標に対する達成状況
- ii ) 最終年度研究開発計画の妥当性
- iii) 実用化計画の妥当性

②事後評価

【評価項目】

- i ) 助成期間中の技術開発とその達成度
- ii ) 助成期間後の技術課題とその対策
- iii) 実用化の為のマーケティング
- iv) 実用化のスケジュール
- v ) 実用化に必要なその他の課題（販売チャネル・生産インフラ整備、法規制等）